

大規模水稲作経営における圃場分散問題と農地集約化の展望

松岡 淳*・津守 春輝**

Atsushi MATSUOKA, Haruki TSUMORI:

Problem of Farmland Fragmentation and Prospect of Consolidation in Large-scale Rice Farmer

Abstract

The purpose of this paper is to analyze the current state of farmland fragmentation in two large-scale rice farmers in Saijo City, Ehime Prefecture, and to examine the possibility of farmland consolidation triggered by the shift to a borrower's market of farmland. The two large-scale rice farmers examined are accumulating farmland to many villages while respecting the wishes of their landowners. This has resulted in significant farmland fragmentation. Both farmers recognize that farmland fragmentation poses a hindrance to their operations, with water management in open-channel paddy fields being particularly burdensome. Furthermore, while both farmer desire to consolidate their farmland, it is difficult to select land for accumulation, exchange cultivation of leased farmland, or remove ridge, because farmland market is not borrower's market. Therefore, it is considered that farmland consolidation by large-scale rice farmers will be difficult for the time being.

Key words: farmland fragmentation, farmland consolidation, large-scale rice farmer, exchange cultivation

1. はじめに

産業としての農業の体質強化と、地域資源である農地の有効利用の観点から、わが国農政は「担い手」への農地集積を推進している。しかしながら、農地集積に伴い圃場が分散するケースが多く、農地の集約化が課題となっている。とくに、大規模水稲作経営において、圃場分散による作業効率の低下が深刻な問題となっている。農業機械の大型化や生産者手取り米価の低迷により、大規模水稲作経営の多くは、居住している集落のみでは「専業経営下限規模」に達することができない^{注1)}。このため、集落外への出作を余儀なくされており、出作が圃場分散に拍車をかけている。

一方、細山 (2004, 2011, 2017, 2019, 2021) は、新潟県の平場水田地帯を調査対象として、大規模水稲作経営における農地の集積過程を分析しており、土地持

ち非農家が増加し、農地市場の借り手市場化が進むことにより、大規模水稲作経営による、①集積農地の選別 (隣接農地・近隣農地を中心とした借入, 遠隔農地の返却・借入拒否), ②交換耕作, ③畦畔除去, ④借地経営同士のゾーニング, 等を通じて、農地の集約化が実現し、圃場分散に関わる問題が解決段階に入りつつあると結論づけている。

本稿の目的は、端的に言えば、細山の調査対象地域以外でも、農地市場の借り手市場化が進行しており、大規模水稲作経営による農地集約化が可能な状況になっているのかを検討することである。

この問題に関して、安藤・山浦・大仲 (2013) は、滋賀県、石川県等、計 5 県を対象に、大規模水稲作経営における規模拡大過程や圃場分散の実態を克明に分析した上で、大規模経営による農地集約化が実現した「日本型農場制農業」の成立に向けての論点を整理している^{注2)}。しかしながら、各地域における農地市場の分析が必ずしも十分ではなく、「日本型農場制農業」の成立可能性についての明確な結論は得られていない。また、田畑 (1995) は、農地の受け手層と出し手層の多寡を基準として、全国を「受け手市場」的地域と「出し手

2025 年 9 月 18 日受領

2025 年 12 月 5 日受理

*愛媛大学農学部地域資源管理教育分野

**大分県庁

表1 西条市における経営耕地面積規模別経営体数の推移

年次	0.5ha 未満	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 10.0	10.0 ～ 20.0	20.0 ～ 30.0	30.0 ～ 50.0	50.0 ha 以上	計
2005	759	1,405	787	386	350	178	45	14	2	-	-	3,926
2010	662	1,140	658	319	301	163	62	25	10	8	-	3,348
2015	524	870	548	248	247	143	67	35	8	5	1	2,696
2020	448	629	383	196	179	131	85	29	14	9	3	2,106

資料:農林業センサス

市場」的地域に分類するとともに、受け手層の減少と出し手層の増加により、全体的に「受け手市場」的状況が強まっていることを、すでに1990年代に指摘している。ただし、農地市場が「受け手市場」(借り手市場)なのか、「出し手市場」(貸し手市場)なのかを判断するためには、受け手(借り手)と出し手(貸し手)の量的な多寡のみならず、両者の現実の力関係をみる必要もあろう。本稿では、借り手と貸し手の量的な多寡のみにとらわれず、「農地の集積・集約化に向けて、借り手が有利な条件で借入を行うことのできる農地市場」を「借り手市場」と考える。

筆者らは、愛媛県内で最も大規模水稲作経営の形成が進んでいる、西条市を調査対象地域として、2023年に2つの大規模水稲作経営(A経営, B経営)への実態調査を行った^{注3)}。本稿では、この調査結果をもとに、2つの経営における圃場分散の実態を分析するとともに、農地集約化に向けての意向を明らかにする。また、農地の借り手であるこれらの経営と、貸し手(地権者)との力関係をみることにより、西条市における農地市場の性格を明らかにし、農地集約化の展望について考察する。

2. 調査対象地域における大規模経営の形成と農地流動化の進展

調査対象地域である西条市は、農地の多くが道前平野に立地しており、県内の他市町と比較して、大規模経営の形成が進んでいる。表1は、同市における経営

耕地面積規模別経営体数の推移を示したものである。総経営体数は、2005～2020年の15年間に半分近く減少しており、とくに0.5～1.0 ha, 1.0～1.5 haの階層における減少が著しい。一方、経営耕地面積が5 haを超える経営体数は増加傾向にある。2005年時点では20～30 haが最大規模階層であったが、2010年には30 haを超える経営体、2015年には50 haを超える経営体が出現している。

表2は、西条市と細山の主な調査対象地域である新潟県上越市を対象として、10 ha以上の経営体への農地集積率、借入耕地面積率、土地持ち非農家率を比較したものである。まず、西条市における10 ha以上の経営体への農地集積率は、2020年現在29.6%であり、2010年からの10年間に12.6ポイント上昇している。また、借入耕地面積率は、2020年現在47.5%であり、2005年からの15年間に25.3ポイント上昇している。西条市において農地貸借が活発化し、大規模経営への農地集積が進展していることが読み取れる。

一方、上越市における10 ha以上の経営体への農地集積率、借入耕地面積率は、西条市よりもさらに高い。とくに、10 ha以上の経営体への農地集積率は、西条市を大きく上回っており、2010～2020年の10年間に格差が拡大している。また、土地持ち非農家率も、上越市が西条市を上回っている。したがって、西条市と比較した場合、上越市は、大規模経営と土地持ち非農家との二極化が顕著であり、大規模経営による農地利用

表2 西条市と新潟県上越市の農業構造の比較

年次	西条市					新潟県上越市				
	経営耕地 面積(ha)	10ha以上経営体へ の農地集積率(%)	借入耕地 面積(ha)	借入耕地 面積率(%)	土地持ち非 農家率(%)	経営耕地 面積(ha)	10ha以上経営体へ の農地集積率(%)	借入耕地 面積(ha)	借入耕地 面積率(%)	土地持ち非 農家率(%)
2005	4,872	-	1,080	22.2	33.5	14,683	-	5,380	36.6	36.8
2010	4,953	17.0	1,651	33.3	36.3	14,714	40.6	7,558	51.4	48.6
2015	4,313	20.9	1,452	33.7	39.5	14,300	49.7	8,197	57.3	54.1
2020	4,047	29.6	1,923	47.5	-	13,258	60.0	8,305	62.6	-

資料:表1に同じ。

注:1) 借入耕地面積率は、経営耕地面積に占める借入耕地面積の比率。

2) 土地持ち非農家率は、土地持ち非農家数÷(土地持ち非農家数+総農家数)×100。

3) 2005年の農林業センサスでは、市町村別に、経営体の規模別にみた経営耕地面積が掲載されていない。

4) 2020年の農林業センサスでは、市町村別に、土地持ち非農家数が掲載されていない。

表3 調査対象経営の概況

		A経営	B経営
農業従事者 (括弧内は年齢)	家族	経営主(33), 妻(34), 父(62) 母(61)	経営主(72), 妻(68), 長男(42) 長男の妻(30), 次男(40)
	雇用	-	常時雇用4名, 臨時雇用3名
経営面積		42.1ha (自作地3.1ha, 借入地39.0ha)	55.0ha (自作地6.7ha, 借入地48.3ha)
栽培面積		水稻35.0ha, 麦20.0ha タマネギ1.0ha	水稻50.0ha, 麦30.0ha キャベツ2.0ha
作業受託面積		耕起1.0ha, 代かき1.0ha 田植2.0ha, 収穫1.0ha	耕起1.0ha, 代かき1.0ha 田植2.0ha, 収穫5.0ha
主な所有機械		トラクター7台 (100ps3台, 60ps1台, 50ps1台 35ps1台, 25ps1台) 田植機1台(8条植) コンバイン2台 (6条刈1台, 麦刈用1台)	トラクター10台 (70ps1台, 50ps6台, 30ps3台) 田植機3台(8条植) コンバイン4台(6条刈) ドローン1台
農産物出荷先		全て農協	米は農協8割, 小売業者等2割 麦は全て農協 キャベツは全て市場出荷

資料:聞き取り調査.

の寡占化が進んでいると言える。このような西条市と上越市の農業構造の違いは、農地市場の性格の違いとなって表れている。この点については、4.で改めて述べる。

3. 調査対象経営における圃場分散問題

3.1 調査対象経営の概況

A 経営, B 経営は, 西条市を代表する大規模水稻作経営であり, 表 3 は, 両経営の概況を示したものである。A 経営は家族経営であり, 農業従事者は経営主(33歳), 妻(34歳), 父(62歳), 母(61歳)の4名である。B 経営は, 2014年に法人化して株式会社となっており, 家族5名(経営主(72歳), 妻(68歳), 長男(42歳), 長男の妻(30歳), 次男(40歳))に加えて, 7名の雇用者(常時雇用4名, 臨時雇用3名)が農業に従事している。

経営耕地面積はA経営が42.1ha(自作地3.1ha, 借入地39.0ha), B経営が55.0ha(自作地6.7ha, 借入地48.3ha)である。また, 水稻の栽培面積はA経営が35.0ha, B経営が50.0haである。西条市は米麦二毛作地帯として知られており, 両経営とも水田裏作として麦を

多く栽培している。他に, A 経営はタマネギ, B 経営はキャベツを栽培している。両経営ともに, 多数の大型農業機械を所有しており, 水稻作の主要作業の受託も行っている。A 経営は, 全ての農産物を農協に出荷している。また, B 経営では, 米麦は農協出荷を基本としているが, キャベツは全て市場出荷である。

3.2 農地集積と圃場分散の実態

A 経営, B 経営ともに, 経営耕地の大半が借入地である。A 経営では, 現経営主が就農する前の経営耕地面積は4haであったが, 就農時(2012年)にリタイアした農業法人の農地を借り入れ, 13haまで拡大した。その後, コンスタントに規模を拡大し, 現在の経営耕地面積となった。また, B 経営では, 2004年時点の経営耕地面積は35haであったが, その後の19年間に20haの農地を借り入れ, 現在に至っている。

表4, 表5は, A 経営, B 経営の経営耕地面積を集落別にみたものである。A 経営の経営耕地は, 居住しているHJ集落を含めて8集落に分布している。42.1haの経営耕地のうち, 約3分の1の14.4haがHJ集落にあり, 同集落の農地面積に占めるA経営のシェアは2割弱である。一方, 出作をしている集落でのA経営の

表4 集落別にみたA経営の経営耕地面積

集落名	集落の農地面積(ha) ①	A経営の経営耕地面積(ha)			A経営のシェア(%) ③=②÷①×100	団地数 ④	一団地当たり面積(ha) ⑤=②÷④
		自作地	借入地	計 ②			
◎ △ HJ	80	1.0	13.4	14.4	18.0	36	0.40
HS	120	-	9.5	9.5	7.9	31	0.31
MT	34	-	4.0	4.0	11.8	14	0.29
IS	69	-	5.0	5.0	7.2	4	1.25
△ SY	243	0.5	6.1	6.6	2.7	23	0.29
TM	60	-	0.7	0.7	1.2	2	0.35
△ KT	116	1.0	0.3	1.3	1.1	7	0.19
TJ	19	0.6	-	0.6	3.2	2	0.30

資料:表3に同じ。

注:◎はA経営の居住集落。△は集落営農組織のある集落。

表5 集落別にみたB経営の経営耕地面積

集落名	集落の農地面積(ha) ①	B経営の経営耕地面積(ha)			B経営のシェア(%) ③=②÷①×100	団地数 ④	一団地当たり面積(ha) ⑤=②÷④
		自作地	借入地	計 ②			
◎ HM	291	4.1	38.3	42.4	14.6	92	0.46
◎ OM	37	0.5	2.5	3.0	8.1	10	0.30
◎ EB	56	-	0.3	0.3	0.5	1	0.30
◎ SI	65	0.4	1.0	1.4	2.2	11	0.13
◎ IP	14	-	1.1	1.1	7.9	6	0.18
△ SG	51	-	0.4	0.4	0.8	2	0.20
△ TM	60	-	0.2	0.2	0.3	1	0.20
△ IM	87	-	3.1	3.1	3.6	14	0.22
△ HR	83	-	0.2	0.2	0.2	1	0.20
△ KN	75	-	0.3	0.3	0.4	1	0.30
△ NS	43	-	0.7	0.7	1.6	3	0.23
△ SY	243	1.3	-	1.3	0.5	2	0.65
△ MD	18	-	0.2	0.2	1.1	1	0.20
△ MY	34	0.4	-	0.4	1.2	2	0.20

資料:表3に同じ。

注:◎はB経営の居住集落。△は集落営農組織のある集落。

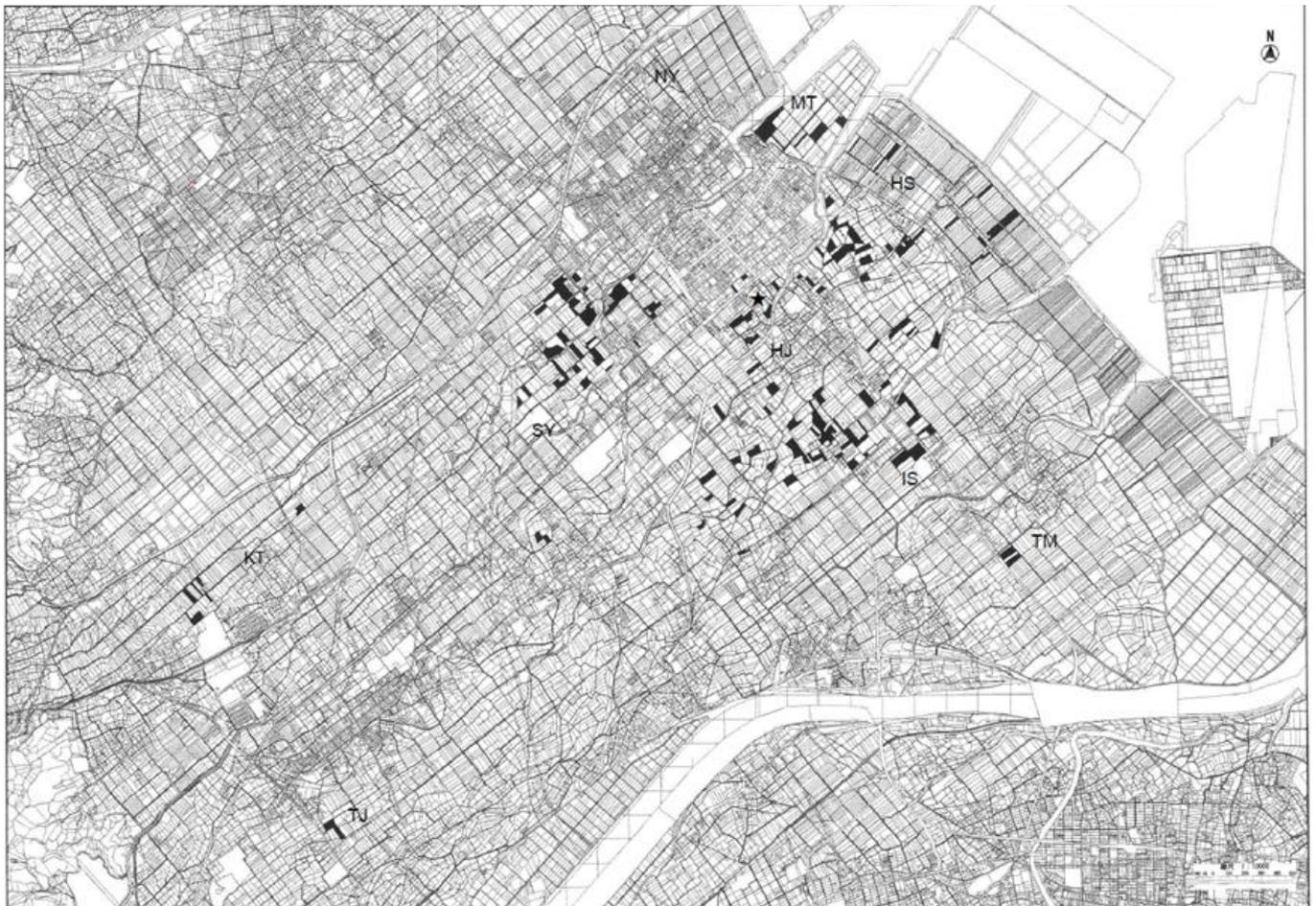


図1 A経営の圃場分布

注:1) アルファベットは集落名

2) 星印は自宅の位置

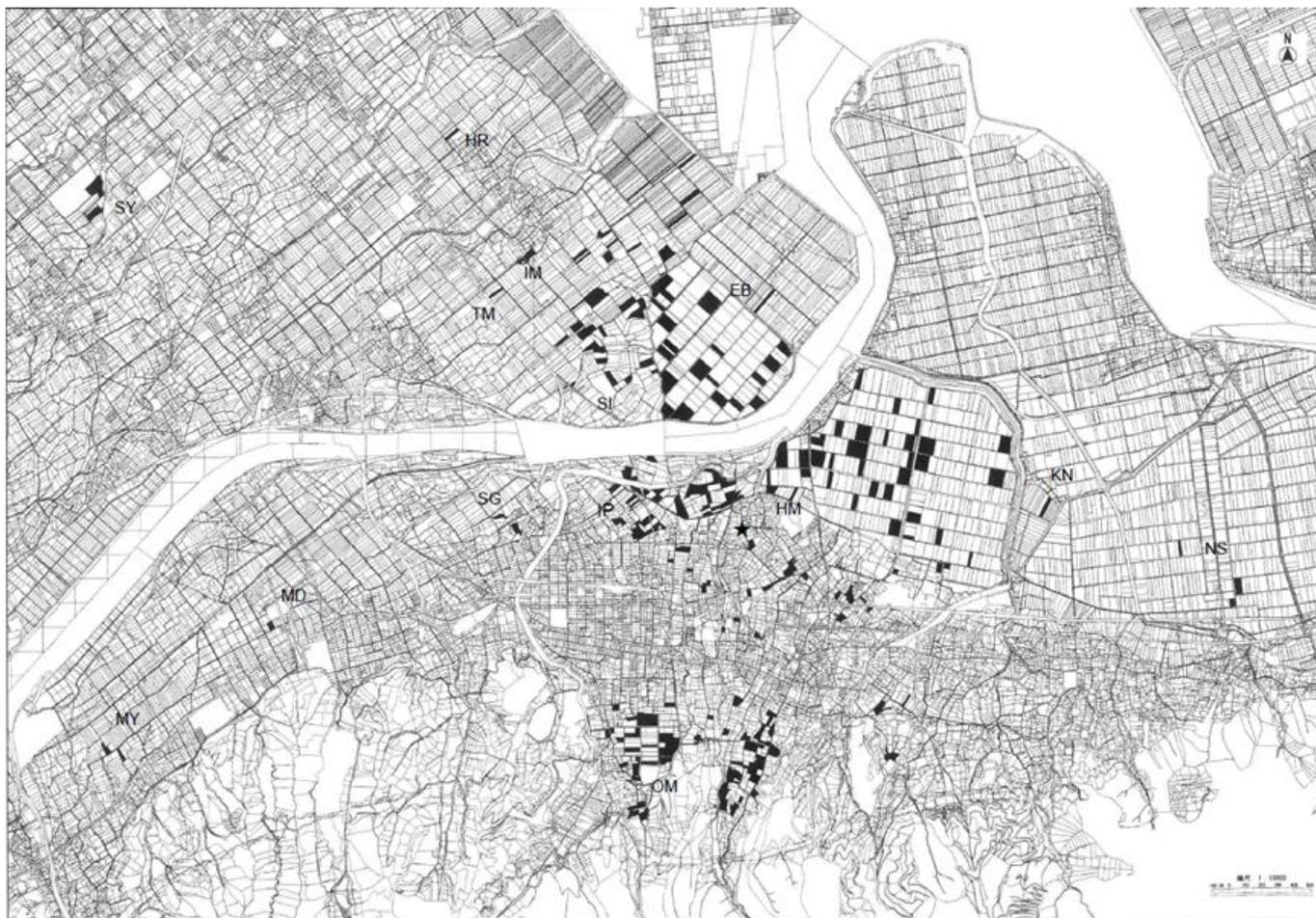


図2 B経営の圃場分布

注：1) アルファベットは集落名
2) 星印は自宅の位置

経営耕地のシェアは、MT 集落を除けば 1 割未満である。また、わが国の農政は、団地面積が 1 ha 以上であることを農地集約化の目安としているが^{注4)}、A 経営の場合、IS 集落を除けば、一団地当たりの平均面積は 0.5 ha 未満である。図 1 から、A 経営の圃場が著しく分散していることを確認できる。

B 経営の経営耕地は、14 集落に分布している。経営耕地の 8 割近い 42.4 ha が、居住している HM 集落にあり、HM 集落の農地面積に占める B 経営のシェアは 1 割強である。また、出作をしている集落での B 経営の農地のシェアは非常に小さく、OM 集落、IP 集落を除けば 5% 未満である。A 経営と同様、B 経営の圃場も著しく分散しており（図 2 参照）、一団地当たりの平均面積は、ほとんどの集落で 0.5 ha 未満となっている。

借入地の地権者数は A 経営が 55 名、B 経営が 89 名であり、ほとんどの地権者が土地持ち非農家である。A 経営、B 経営ともに、当初は地縁・血縁関係をベースに農地の借入を行っていたが、経営規模の拡大に伴い、人づてで貸付を依頼する地権者が増えつつある。

借入期間をみると、A 経営は、全件数の 7 割が 5 年であり、残りは 3 年または 10 年である。一方、B 経営は、ほとんどが 10 年契約である。両経営ともに、ほぼ全ての借入地が、契約期間終了後に自動更新となる。小作料は、どちらも米の現物支給であり、A 経営は 10 a 当たり半俵、B 経営は 1~2 俵を地権者に支給している。

表 6、表 7 は、それぞれの経営について、地権者の居住集落と貸付農地の所在集落との関係を示したものである^{注5)}。地権者の多くは、自分が居住している集落の

表6 地権者の居住集落とA経営への貸付農地の所在集落

		A経営への貸付農地の所在集落			計
		地権者の居住集落のみ	地権者の居住集落 + 非居住集落	地権者の非居住集落のみ	
地権者の居住集落	◎HJ	14	5	-	19
	HS	8	-	-	8
	MT	1	9	2	12
	SY	12	-	-	12
	HR	-	-	4	4
	計	35	14	6	55

資料：表3に同じ。
注：1) 数字は地権者の人数。
2) ◎はA経営の居住集落。

表7 地権者の居住集落とB経営への貸付農地の所在集落

		B経営への貸付農地の所在集落			計
		地権者の居住集落のみ	地権者の居住集落 + 非居住集落	地権者の非居住集落のみ	
地権者の居住集落	◎HM	66	5	2	73
	SI	2	2	4	8
	SG	1	-	-	1
	IM	1	1	-	2
	HR	-	1	-	1
	NS	1	-	-	1
	西条市外	-	-	3	3
	計	71	9	9	89

資料:表3に同じ。

注:1)数字は地権者の人数。
2)◎はB経営の居住集落。

農地のみを貸し付けているが、居住集落と非居住集落の農地をセットで貸し付けている地権者や、非居住集落の農地のみを貸し付けている地権者も一定数みられる。

両経営ともに、地権者が貸付を希望する農地は、どのような条件であっても、断ることなく借り入れており、このようなスタンスでの農地集積が、圃場分散に結びついている。とくに、一人の地権者から、複数集落の農地をセットで借り入れることにより、飛び地が生じ、圃場分散の度を高めている^{注6)}。例えば、A経営の場合、飛び地となっているKT集落の農地は、MT集落の地権者から、MT集落の農地とセットで借り入れたものである。同様に、B経営の飛び地であるKN集落の農地は、HM集落の地権者から、HM集落の農地とセットで借り入れたものである。

なお、A経営、B経営の農地集積エリアには、集落営農組織がいくつか存在する(表4、表5参照)。A経営は「HJ集落(居住集落)とSY集落(HJ集落の隣接集落)に集落営農組織が存在することにより、これら集落での農地の集積・集約化が困難になっている」と回答しており、集落営農組織との借地競合が圃場分散の一因になっていると考えられる^{注7)}。

3.3 圃場分散による支障と対応状況

A経営、B経営ともに、圃場分散が作業上の支障になっていると認識しており、とくに、開水路系水田での水管理が大きな負担となっている。A経営は「他の農家の水田と錯綜している状況で、隣が取水をしてい

ると、自分の水田の取水ができず、時間のロスになる」と回答している。B経営も「圃場が分散していると水管理に時間がかかり、田植後の1ヵ月位は、半日を要する」と回答している。両経営ともに、仮に経営耕地が1カ所にまとまった場合は、作業時間が現在の半分程度に減少すると推測している。

出作に伴う水路清掃の負担増や人間関係の問題もある。まず、西条市の各集落では、入作者に対しても水路清掃への出役を求めており、出作先が増えると、水路清掃にかなりの時間が割かれる。例えばA経営は、8集落全ての水路清掃に出役しており、延べ5日を費やしている。B経営は14集落の水路清掃に、計16回出役している。また、出作先での人間関係について、A経営は「互いの交流が少ないこともあり「農薬が飛んでくる」、「農道を汚している」といった苦情を受けることがある」と回答している。

表8は、圃場分散への対応状況を示したものである。まず、A経営、B経営ともに、所有地同士で交換耕作を行っており、交換した農地面積は、A経営が50a(2筆)、B経営が40a(2筆)である。また、A経営は5カ所の借入地で畦畔除去を行い、いずれも区画を30aに拡大している。とは言え、交換耕作や畦畔除去の実施面積は少なく、圃場分散解消の効果は限定的である。

3.4 農地集約化に向けての意向

表9は、農地集約化に向けての両経営の意向を示したものである。まず、農地集積の目標を尋ねた所、A経営は「雇用の導入も視野に入れ、将来的には経営耕地面積を100haまで拡大したい」と回答している。一方、B経営は、未整備水田の管理に手間がかかるという理由により、当面は現状維持を望んでいる。また、農地集約化の理想について尋ねた所、A経営は「通作距離が3km以内で、経営耕地を4団地(1団地当たり25ha程度)に集約化できれば良い」と回答している。B経営は「通作距離が1km以内で、3団地に集約化できれば良い」と回答しており、「うち2団地は居住集落内(HM集落)が良い」とのことである。

ただし、両経営ともに、集積農地の選別、交換耕作、畦畔除去、借り手同士のゾーニングといった方法によ

表8 圃場分散への対応状況

	A経営	B経営
交換耕作	・NY集落の農地を手放し、SY集落の農地を取得した(50a、2筆)。	・SY集落の農地を手放し、HM集落の農地を取得した(40a、2筆)。
畦畔除去	・HJ集落の5カ所の農地で行い、いずれも区画を30aに拡大した。	-

資料:表3に同じ。

表9 農地集約化に向けての意向

		A経営	B経営	
農地集積の目標		100haまで拡大	現状維持	
農地集約化の理想	通作距離	3km以内	1km以内	
	団地数	4団地(1団地当たり25ha)	3団地(うちHM集落に2団地)	
農地集約化の実現可能性	実現可能性	困難	困難	
	理由	集積農地の選別	・条件の悪い農地の借り入れを断ると、農地集積はできない。	・農地の「良い所取り」はできない。
		交換耕作	・地権者は借り手の交代を嫌がり、簡単には同意しない。 ・近隣の他の「担い手」は、交換耕作へのインセンティブがあまりない。	・地権者は借り手の交代を嫌がり、簡単には同意しない。
		畦畔除去	・地権者は農地の形状変更を嫌がる。	・地権者から農地の返還を求められた場合、復元する必要がある。
		借り手同士のゾーニング	・借り手同士での話し合いはできるが、地権者からの了承を得るのが難しい。	・地権者の発言力が強い上に、借り手同士が話し合う機会もない。

資料:表3に同じ。

注:交換耕作と畦畔除去は、借入地を念頭に置いたものである。

る農地集約化は、困難であると捉えている。まず、集積農地の選別について、A 経営は「条件の悪い農地の借り入れを断ると、農地集積はできない。「困ったらあそこ頼めば良い」という評判が立つことにより、農地が集まってくる」と回答している。B 経営も「耕作を依頼される農地の中には、条件の悪い所もあるが「良い所取り」はできない」と回答している。

また、両経営ともに、経営耕地の大半が借入地であり、借入地同士での交換耕作を行えるかが、農地集約化実現の鍵となる。これに関しては、どちらも「地権者は借り手の交代を嫌がり、簡単には同意しない」と回答している。A 経営は「近隣の他の借り手は、経営耕地面積が 5~6 ha 程度であり、交換耕作のインセンティブに乏しい」とも話している。

さらに、借入地での畦畔除去についても「地権者は農地の形状変更を嫌がる」(A 経営)、「地権者から農地の返還を求められた場合、復元する必要がある」(B 経営)という理由により「難しい」と回答している。借り手同士のゾーニングについても、地権者との関わりがあるため、両経営ともに「難しい」という回答である。

4. 調査対象地域における農地市場の性格と農地集約化の展望

全国と同様、西条市においても、農地の貸し手が増加する一方、借り手が少数化している。とは言え、細山の調査対象地域である上越市のように、大規模水稲

作経営が農地を寡占的に利用するには至っておらず、農地利用に関する大規模水稲作経営の発言力が必ずしも強くない。相対的にみて、地権者である貸し手の発言力が強くなっている。A、B 両経営は、貸し手の意向に配慮しながら農地集積を進めており、貸し手からの信頼を得るため、依頼された農地のほぼ全てを引き受けている。一人の貸し手から、複数集落の農地の耕作を依頼される場合もあり、これが圃場分散に拍車をかけている。借り手による集積農地の選別はできないとみてよい。また、貸し手のほとんどは土地持ち非農家であるが、所有する農地への強い「思い入れ」を持っている^{注8)}。このため、借入地での交換耕作や畦畔除去、および借り手同士のゾーニングも容易には行えない状況にある。以上のような借り手と貸し手の力関係からみて、西条市の農地市場が完全な借り手市場になっているとは言い難い。

さらに、少数(あるいは単独)の借り手と大多数の貸し手に農業構造が二極化することが、農地集約化の前提条件と考えられるが、西条市では、農地の借り入れや貸し付けをせず、経営規模の現状維持を望む農家が、かなりの割合で存在する。すなわち、借り手とも貸し手とも言えない「現状維持型農家」の存在により、西条市では農業構造の二極化が進展していない。

いずれにせよ、上越市でみられるような、大規模水稲作経営が個別で行う農地集約化は、農業構造が二極化し、借り手の農地集積率が上昇する中で、農地利用に関する借り手の発言力が増すことによって、はじめ

て可能になると考えられる。この意味で、大規模水稲作経営による農地集約化は、西条市では当面は実現が困難である。

こういった状況下で、西条市において農地集約化を推進するためには、農地中間管理機構、農業委員会等の関係団体や、集落の主導による、組織的な土地利用調整が不可欠である。具体的には、①借り手同士の話し合いの場を設け、各々の農地集積エリアを明確にする、②貸付先を調整組織に白紙委任するよう、地権者を説得する、③その上で、借り手同士の交換耕作を推進する、ことが望まれる^{注9)}。

5. おわりに

5.1 本稿のまとめ

本稿では、愛媛県西条市を調査対象地域として、2つの大規模水稲作経営における圃場分散の実態を分析するとともに、西条市における農地市場の性格を考察し、大規模水稲作経営による農地集約化の可能性について検討した。事例としたA経営、B経営は、西条市を代表する大規模水稲作経営であり、貸し手の意向に配慮しながら、多くの集落への出作を伴った農地集積を進めている。このため、圃場が著しく分散している。両経営ともに、圃場分散が作業上の支障になっていると認識しており、とくに開水路系水田での水管理が大きな負担となっている。A経営は交換耕作と畦畔除去、B経営は交換耕作を行っているが、経営農地のごく一部に過ぎず、圃場分散解消の効果は限定的である。

また、両経営ともに、農地の大幅な集約化を望んではいないが、農地利用に関する発言力が必ずしも強くはなく、相対的にみて地権者の発言力の方が強い。つまり、農地市場が借り手市場とは言えないため、集積農地の選別、借入地での交換耕作や畦畔除去、および借り手同士のゾーニングが容易に行えない状況にある。加えて、「現状維持型農家」が多く、少数の借り手と大多数の貸し手との二極化が進展していない。結論として、新潟県の平場水田地帯でみられるような、大規模水稲作経営による農地集約化は、西条市では当面は実現困難と考えられる。

5.2 残された課題

現時点では、西条市での大規模水稲作経営による農地集約化は困難な状況にある。しかしながら、長期的にみた場合は、土地持ち非農家の世代交代により所有農地への「思い入れ」が弱まるとともに、「現状維持型農家」の多くが貸し手へと転じ、分散している圃場の隙間が埋まる形で、徐々に大規模水稲作経営に農地が集約化される可能性がある。それゆえに、土地持ち非

農家や「現状維持型農家」の動向を把握しながら、今後も大規模水稲作経営への継続的な定点観測を行い、農地集約化の進捗状況を分析していきたい。

また、農地の集積・集約化の加速化を目的として、従来の「人・農地プラン」に代わる「地域計画」が全国の市町村で策定されている。西条市における「地域計画」の実効性を分析することも、今後の課題である。

注

- 1) 「専業経営下限規模」の概念については、生源寺（1986）を参照。近年の水稲作経営における「専業経営下限規模」の上昇の問題については、安藤・山浦・大仲（2013）、pp.85-87の中で指摘されている。
- 2) 「日本型農場制農業」を検討する場合の要素として、①自然的条件（小規模な圃場と水利用の制約）、②社会的条件（むら（集落）の慣行、地域資源管理の仕組み）、③農業経営の内発的な取り組み、④政策の作用力をあげている。安藤・山浦・大仲（2013）、pp.19-20を参照。
- 3) A経営への実態調査は2023年8月、B経営への実態調査は2023年11月に行った。その後、A経営への補足調査を2024年6月、2025年8月、B経営への補足調査を2024年7月に行った。
- 4) 例えば、農地中間管理機構は、1ha以上の団地の増加率を指標として、農地集約化に取り組む地域への「集約化奨励金」を支給している。
- 5) 井坂（2015）は、農地の受け手と出し手の社会関係が、農地集積の地理的分布をどのように規定しているかを明らかにするため、茨城県の受け手農家3戸を対象として、地権者の居住集落と圃場の所在集落との関係を分析している。
- 6) 井坂（2017）も、借り手と貸し手の信頼関係を媒介とした「非市場的」な農地取引が行われており、貸し手が近隣の圃場と遠隔の圃場を所有している場合、借り手は両方セットで借り入れることが多いと指摘している。
- 7) なお、調査を行った限りでは、B経営と集落営農組織との間に、借地競合はみられない。また、個別経営の借り手が、A経営の周辺に3経営、B経営の周辺に6経営存在するが、これらの経営と、A、B両経営との借地競合も確認されなかった。
- 8) 土地持ち非農家であっても、世帯主がかつて農業に従事していた者であれば、所有農地への強い「思い入れ」を持っていると推察される。このような「思い入れ」は、農業従事経験のない世帯主への世代交代により、弱まると考えられる。
- 9) 堀部（2024）は、岩手県花巻市、盛岡市における地域計画策定の取り組みを事例に、農地集約化に向けた推進手法のポイントとして、①集落での話し合いの設定、②賃借料の調整をあげている。

引用文献

安藤光義・山浦陽一・大仲克俊. (2013) 大規模経営の成立条件—日本型農場制農業のダイナミズムと苦悩. 農山漁村文化協会. 東京. 1-326.

- 堀部篤. (2024) 効率的な農地利用をどのように促すか. 土地と農業. 54 : 22-46.
- 細山隆夫. (2004) 農地賃貸借進展の地域差と大規模借地経営の展開. 農林統計協会. 東京. 1-292.
- 細山隆夫. (2011) 大区画圃場整備地域における大規模借地経営の存立状況と農地団地化. 農業経営研究. 49 : 12-22.
- 細山隆夫. (2017) 大規模借地経営における農地の面的集積と地域農業資源管理. 農業経営研究. 54 : 1-13.
- 細山隆夫. (2019) 大規模水田作経営の形成と農地の面的集積. 農業問題研究. 51 : 33-46.
- 細山隆夫. (2021) 大区画圃場整備地域における大規模借地経営の出作と農村集落. 農業経済研究. 93 : 1-16.
- 井坂友美. (2015) 社会関係からみた農地集積の実態. 土地と農業. 45 : 66-93.
- 井坂友美. (2017) 農地取引メカニズムの諸類型と非市場的取引の実態. 農業経済研究. 89 : 32-49.
- 生源寺真一. (1986) 稲作の費用と専業経営下限規模. 農業経済研究. 58 : 30-40.
- 田畑保. (1995) 農地流動化の地域性と農用地利用調整の方向. 永田恵十郎ほか. 土地利用型農業の再構築と農協. 農山漁村文化協会. 東京. 25-51.